

## 九州住宅保証株式会社適合証明業務約款

(責務)

第1条 申請者(以下「甲」という。)及び九州住宅保証株式会社(以下「乙」という。)は、適合証明業務(住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)第13条第1項1号、2号及び8号(建設に必要な資金の融資に限る。)、第13条第2項2号に規定する業務に限る。)、機構法第13条第1項第1号の貸付債権の譲受け又は同項第2号の特定債務保証に係る住宅が住宅金融支援機構(以下「機構」という。)の定める基準に適合することを証明する業務をいう。)の実施にあたって、機構が定める事務処理に関する諸規定及び機構の指示等を遵守し、この約款(設計検査引受承諾書及び現場検査引受承諾書(以下「引受承諾書」という。))並びに申請書を含む。以下同じ。)及び九州住宅保証株式会社適合証明業務規程(以下「業務規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。申請者(以下「甲」という。)及び九州住宅保証株式会社(以下「乙」という。))は、適合証明業務(住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)第13条第1項1号に規定する貸付債権の譲渡受けに係る住宅の建設又は購入を行う者の依頼により当該住宅が機構の定める基準に適合することを検査する業務をいう。以下同じ。)実施にあたって、機構が定める事務処理に関する諸規定及び機構の指示等を遵守し、この約款(設計検査引受承諾書及び現場検査引受承諾書(以下「引受承諾書」という。))並びに申請書を含む。以下同じ。)及び九州住宅保証株式会社適合証明業務規程(以下「業務規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次々に定める(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、別に定める九州住宅保証株式会社適合証明業務手数料規程(以下「手数料規程」という。)に基づき算定された引受承諾書に定める額の評価手数料を第3条の規定により納めなければならない。
- 5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求のあるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象建築物(以下「対象建築物」という。)の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるように協力しなければならない。

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) i) 一戸建て設計検査業務 設計検査引受承諾書に定める受付日から10日(業務規程第3条第2項に規定する休日を除く。)を経過する日なお、設計検査時に適合しないことのお知らせを受けた場合は、その対応が終了した日から5日(業務規程第3条第2項に規定する休日を除く。)を経過する日  
ii) 共同住宅設計検査業務 設計検査引受承諾書に定める受付日から15日(業務規程第3条第2項に規定する休日を除く。)を経過する日なお、設計検査時に適合しないことのお知らせを受けた場合は、その対応が終了した日から5日(業務規程第3条第2項に規定する休日を除く。)を経過する日
  - (2) 現場検査業務 次に掲げる日のいずれか遅い日から7日を経過する日
    - (a) 現場検査申請書に基づき通知された工事完了(予定)日
    - (b) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受け、その写しを当社へ提出した日(同法第7条第1項の規定による検査を要しない対象建築物又は同法第7条の6第1項第1号の規定による承認を受けた対象建築物以外の対象建築物の場合に限る。)
  - (3) 物件調査業務 物件調査を実施した日から5日(業務規程第3条第2項に規定する休日を除く。)
- 2 乙は、甲が前条第5項、第6項及び第4条第1項に定める責務を怠った時、第三者による妨害、天災その他の乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延長することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要事項については、甲乙協議して定める。

(検査手数料等の納入)

第3条 甲は、設計検査及び現場検査の手数料を受承諾書交付日より5営業日以内に現金若しくは銀行振込により納入しなければならない。銀行振込による場合の納入の手数料は甲の負担とする。

- 2 前項については、甲乙協議のもと、特に定めた場合はこの限りではない。

(対象建築物の計画又は建設工事の変更等)

第4条 甲は、設計検査に関する通知書及び現場検査に関する通知書の

交付前に甲の都合により対象建築物の計画又は建設工事を変更(以下「変更」という。)する場合は、速やかに乙に変更に係る図書を提出しなければならない。

- 2 前項の変更において、乙が変更内容が大規模であると認めるときは、甲は、当初の申請を取下げ、別件として乙に再度申請しなければならない。この場合、元の引受承諾は解除される。

(甲の解除権)

第5条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またはその見込みのない場合
- (2) 乙が、この契約に違反したことに付き、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- 2 前項に定めるほか、甲は乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げの旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は申請手数料の返還を乙に請求することができる。また、その契約解除によって乙に生じた損害について、甲はその賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項による契約解除があった場合、乙は既に収納した検査手数料を甲に返還しない。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。
- 7 第2項の契約解除の場合、前二項に定めるほか、乙は検査業務を中止し、申請書等の提出された図書を甲に返却する。

(乙の解除権)

第6条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第3条に定める期日までに検査手数料等の納入をしない場合
- (2) 甲が、この契約に違反したことに付き、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- 2 前項の契約解除の場合、乙は検査手数料を返還しない。また、乙はその契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けたときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第7条 乙は、次の各号に該当する場合、一切の責任を負わない。

- (1) 甲の提出した申請書に虚偽の記載があり、それに基づいた設計検査及び現場検査がなされた場合
- (2) この契約に定めがある場合を除き、乙に故意又は重大な過失がない場合
- 2 乙が行う適合証明は、甲の申請に係る対象建築物が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること並びに対象建築物に瑕疵がないことを保証するものではないものとする。

(個人情報利用目的の特定)

第8条 乙は、甲の申請により提供を受けた個人情報の取り扱いにあたり、次の各号の目的以外には利用しない。

- (1) 住宅金融支援機構法に基づく証券化支援事業等の適合証明業務
- (2) 業務規定に基づく申請書等の保管および公庫・買取対象金融機関への報告・情報提供
- (3) 適合証明の結果による各種統計処理(個人情報特定できないものに限る)
- (4) 適合証明に関するお知らせ、情報サービス等

(別途協議)

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた事項については、双方信義誠実の原則に従い、その都度甲乙協議のうえ決定する。

(附則)

この約款は平成16年6月1日より施行する。

- 平成16年10月1日 証券化支援事業(既存住宅)追加により一部改訂  
平成17年4月1日 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により一部改定  
平成18年8月1日 一戸建て共同併記により一部改訂  
平成19年4月1日 住宅金融支援機構移行に伴い一部改訂